

与那原町雇用調整助成金等申請費用支援金事（各種申請支援事業）

【申請受付要項】

【対象者】

本町に主たる事業所又は従たる事業所を有する企業及び個人事業者であり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、以下の助成金いずれか1つ以上の申請を社会保険労務士等に依頼した企業及び個人事業者

- ①特例措置期間の雇用調整助成金
- ②小学校休業等対応助成金

【給付額】

1事業所あたり上限5万円（現金支給または指定口座への入金のうちいずれかを選択できます）

【受付期間】

令和2年5月20日（水）から同年7月31日（金）まで

【申請方法】

下記のいずれかの方法で申請することができます。

(1)窓口申請の場合（完全予約制）

ア) 与那原町役場観光商工課（与那原町字上与那原16番地 プレハブ庁舎）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00から13：00は除く）

TEL：098-945-5323

イ) 与那原町商工会（与那原町字上与那原3090番地の8）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00から13：00は除く）

TEL：098-945-3513

(2)郵送申請の場合（令和2年7月31日（金）の消印有効）

（郵送先）

〒901-1392

島尻郡与那原町字上与那原16番地

与那原町役場 観光商工課

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

～詳細については受付概要をご確認ください～

与那原町雇用調整助成金等申請費用支援金（各種申請支援事業）

申請受付概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用維持を図ろうとする事業者に対し、雇用調整助成金及び小学校休業等対応助成金の申請に係る費用を支給することにより、雇用の安定及び事業活動の継続等を図る。

2. 申請要件

本支援事業の申請要件は、次のすべての要件を満たす者（以下「申請者」という。）

- (1) 本町に主たる事業所又は従たる事業所を有する企業及び個人事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、以下の助成金いずれか1つ以上の申請を社会保険労務士等に依頼した企業及び個人事業者
 - ・特例措置期間の雇用調整助成金
 - ・小学校休業等対応助成金
- (3) 令和元年12月末日までを期限とする本町の公的義務（町税、使用料等）が果たされている者（法人の場合は、会社及び代表者）
- (4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

3. 支援金の額

1事業所あたり 上限5万円（現金支給または指定口座への入金 whichever を選択できます）

※1事業所あたり1回限り

※事業者が、雇用調整助成金または小学校休業等対応助成金の申請（計画届含む）を社会保険労務士等に依頼した際に係る費用の一部のうち、上限5万円まで支給します。

4. 申請受付期間

令和2年5月20日（水）から同年7月31日（金）（土・日・祝日は除く）

※窓口での申請の場合は事前予約制となっています。必ず電話予約をした後、お越してください。

※郵送の場合は7月31日（金）消印有効

5. 申請手続き等

本支援事業の申請に必要な書類等の入手・提出方法（窓口又は郵送での提出）

- (1) 窓口で申請の場合（事前予約制。必ず事前に電話予約をしてください。）

ア) 与那原町役場観光商工課（与那原町字上与那原16番地 プレハブ庁舎）

受付時間：平日10：00から16：00まで（12：00～13：00は除く）

TEL : 098-945-5323

イ) 与那原町商工会 (与那原町字与那原3090番地の8)

受付時間 : 平日10:00から16:00まで (12:00から13:00は除く)

(2) 郵送で申請の場合

郵送での申請は与那原町役場観光商工課のみです。

7月31日(金)の消印有効。簡易書留等郵便物の追跡ができる方法がおすすめです。

(郵送先)

〒901-1392

島尻郡与那原町字上与那原16番地

与那原町役場 観光商工課

(3) 申請書及び請求書入手方法

各申請窓口、または下記HPより申請書及び請求書のダウンロードができます。

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/> (与那原町 HP)

<https://r.goope.jp/yonabaru-shoko> (与那原町商工会 HP)

6. 申請時提出書類

以下の(1)から(4)までの資料を提出してください。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。また、書類の返却はいたしません。

(1) 与那原町雇用調整助成金等申請費用支援金申請書及び請求書

(2) 本人確認書類 (写し)

※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

① (法人) 法人代表の運転免許証・パスポート・保険証等の写し

② (個人) 運転免許証・パスポート・保険証等の写し

(3) 通帳表紙及び表紙裏面の写し (振込を希望される方のみ)

(4) 社会保険労務士等への支払いが確認できるもの (領収書)

7. 支給の決定

(1) 窓口での申請の場合

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書類の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、現金支給を希望する方は、申請日当日に与那原町役場会計課にて現金支給します。振込をご希望される方は申請書が届いた日から3営業日程度で指定口座へ振込できる見込みです。

※現金支給をおこなう際は押印が必要となります。窓口に来る方の認印 (シャチハタ除く) をご準備ください。

(2) 郵送での申請の場合

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、現金支給を希望する方は、申請書が届いた日から1営業日程度で

申請者へ現金受取のご連絡をいたします。振込をご希望される方は申請書が届いた日から3営業日程度で指定口座へ振込できる見込みです。

8. 不支給の通知

申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不支給決定通知）を発送します。

9. その他

- (1) 窓口での申請は事前予約制となっております。予約がないまま窓口にいらした場合は、対応できないこともありますので必ず事前に電話予約をしてください。
- (2) 体温が37.5度以上ある方や体調のすぐれない方は窓口での申請はご遠慮願います。郵送による申請も可能となっておりますので、そちらもご利用ください。
- (3) 窓口で申請される方はマスクを着用するなど、感染症対策をお願いします。
- (4) 申請受付期間中に事業所の名称、代表者等を変更した場合は、原則本支援金申請を行うことはできません。
- (5) 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本支援金を返還していただきます。
- (6) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、与那原町は検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。